

令和3年8月から

負担限度額認定の制度が変わります

全国的な制度改正に伴い、「**介護保険負担限度額認定**」を受けることができる要件、及び食費にかかる自己負担限度額が、令和3年度(令和3年8月1日)から次のとおり変更となります。変更後の要件や料金などを裏面に掲載していますので、あわせてご確認ください。

変更点①

食費の1日あたりの自己負担上限額について

「負担限度額認定証」に対応した施設等を利用した際の、食費の自己負担上限額(1日あたり)が変更となります。

変更点②

令和2年中の「前年の合計所得金額+年金収入額」が80万円を超える方の「利用者負担段階」について

【本人と配偶者、その他同一世帯員が市民税非課税】で、かつ【前年中の「合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)」が80万円を超える方】について、これまで「第3段階」に区分されていましたが、令和3年度からは新たに

80万円超 120万円以下の方	第3段階①
120万円超の方	第3段階②

という段階に区分されます。

注意 令和3年度(有効期限が令和3年8月1日から令和4年7月31日まで)の負担限度額認定については、**令和2年中**の収入及び所得をもとに審査します。

変更点③

預貯金等の資産要件について

これまで、預貯金等(株・有価証券を含む)の資産要件について【単身は1,000万円以下、夫婦は2,000万円以下】とされていましたが、「第2段階」と、新しい「第3段階①」、「第3段階②」の方について基準が見直されました。

利用者負担段階	【新】預貯金等の資産要件
第1段階	単身…1,000万円以下 夫婦…2,000万円以下
第2段階	単身…650万円以下 夫婦…1,650万円以下
【新】第3段階①	単身…550万円以下 夫婦…1,550万円以下
【新】第3段階②	単身…500万円以下 夫婦…1,500万円以下

※**第2号被保険者**の方は、これまでと同じく単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。

補足

令和3年度の更新申請について

令和3年度(令和3年8月1日～)に向けた更新手続きのご案内と申請用紙は、合わせて同封しておりますので、そちらも合わせてご確認の上申請ください。なお、**各種要件が変更されたことにより、負担限度額認定を受けられなくなる場合があります**ので、何卒ご了承ください。

※令和3年7月31日までは、現在お持ちの負担限度額認定証をそのまま使えます。

令和3年7月31日まで

負担限度額認定を受けることができる要件と、食費・居住費(滞在費)

利用者負担段階	対象となる収入状況【※1】		預貯金等の資産要件	居住費(滞在費) <<1日あたり>>					食費<<1日あたり>>
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
						特養等	老健療養等		
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	320円	490円	0円	300円
第2段階	市世帯 市民税 非課税 が税	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円以下	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	420円	490円	370円	390円
第3段階		前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円超		1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円

【※1】「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…遺族年金などの非課税年金を含む。

令和3年8月1日から

負担限度額認定を受けることができる要件と、食費・居住費(滞在費)

利用者負担段階	対象となる収入状況【※1】		預貯金等の資産要件【※2】	居住費(滞在費) <<1日あたり>>					食費<<1日あたり>> 【 】はショートステイ
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
						特養等	老健療養等		
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	320円	490円	0円	300円 【300円】
第2段階	市世帯 市民税 非課税 が税	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	420円	490円	370円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超、 120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円 【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	1,360円 【1,300円】

【※1】「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…遺族年金などの非課税年金を含む。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となる。

補足

負担限度額認定証の、現在(※令和2年度分)の「利用者負担段階」の確認方法

有効期限	令和3年7月31日 まで	
食費の負担限度額	650円	
居住費又は 滞在費の 負担限度額	ユニット型個室	1,310円
	ユニット型個室的多床室	1,310円
	従来型個室(特養等)	820円
	従来型個室(老健・療養等)	1,310円
	多床室	370円

(例)第3段階の場合

高砂市介護保険課